

函館地方裁判所委員会（第8回）及び函館家庭裁判所委員会（第9回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成19年6月8日（金）午後3時00分～午後5時20分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）荒木和子，岡嶋一夫，今千尋，中山一郎，新里光代，森越清彦，吉戒純一

（家裁委員）池田智恵美，岡田龍太郎，坂本紀子，下中修子，高木元子，寺尾孝士，
畑野克行，前田健三

（兼務委員）石井修治，上垣猛，佐戸賢一

（地裁事務局）事務局長後藤隆博，刑事首席書記官大久保雅克，総務課長立花博之，総務
課課長補佐工藤憲一，総務課庶務係長伊藤隆幸

（家裁事務局）事務局長小才度富健，首席家庭裁判所調査官齋藤眞

4 議題

- （1）裁判員制度の戦略的広報に関する経過及び今後の展開について
- （2）裁判員選任手続に関して裁判所が検討すべき事項について
- （3）児童虐待の防止と家庭裁判所の取り組みについて

5 机上配布資料

- （1）タイムテーブル
- （2）着席図
- （3）資料1号（裁判員制度広報に関するもの）
- （4）資料2号（裁判員選任手続に関するもの）
- （5）資料3号（児童虐待防止に関するもの）
- （6）資料4号（これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について）
- （7）司法の窓（第70号）
- （8）裁判員制度広報用エコバッグ

6 議事

- （1）開会宣言（地裁総務課長）
- （2）新委員から自己紹介
- （3）委員長選出
互選により函館地方・家庭裁判所長上垣委員が委員長に就任した。
- （4）裁判員制度の戦略的広報に関する経過及び今後の展開について
（地裁事務局から報告した。）

(委員)

裁判員制度フォーラムではパネリストとして参加したが、参加者から多角的な意見が出ていて、非常によかったと思う。今後もこのようなかたちで啓発活動を続けていただき、裁判員制度の運営に活かしていただければと思う。

(委員)

市民感覚の中で裁判が進んでいくことはいいことである。ただ、実際に裁判員になるということになると抵抗があると思うが、自分の生活の向上につながると捉えていきたい。

また、函館市には187の町会があるが、町会長が集まる会合等で裁判員制度について話をしてみたいと考えている。

(委員)

キャラクターを使って広報活動を行うのもいいが、裁判員制度フォーラムでの質問を見ると、裁判員になった場合に何をするのか、イメージが描けないというものが多いと思う。この点を国民にどのように伝えるのか、裁判所において議論しているのか。国民が憶測でイメージしてしまうことから抵抗感を生ずる原因となっているのではないか。

(事務局)

裁判所における市民講座において、裁判員役を体験していただき、裁判官と意見交換を行いながら有罪又は無罪の判断をしていただくことを実施した。今後は、事案に関する映像を見ていただき、評議を体験していただくことも検討している。また、裁判員選任手続を模擬的に行うことも考えている。

(委員)

学校等を訪問するということを検討されているようであるが、裁判所としても人員的に厳しいのではないか。例えば、裁判員制度のビデオを貸し出して見ってもらう方が、労力をかけずに裁判員制度を浸透させることができると思われるので、ビデオを貸し出していることをもっと積極的に知らせることを検討してはどうか。

(5) 裁判員選任手続に関して裁判所が考慮すべき事項について

(委員長)

裁判員制度がスタートするまで2年を切った現段階では、裁判員裁判の具体的な手続に関する問題点についても検討すべき時期に入っている。今回、裁判員選任手続に関して問題点を検討するに当たり、事前に模擬の呼出状と質問票を送付させていただいたが、不明な点、改善すべき点はないか。

(委員)

まず「呼出状」という言葉にびっくりした。いかにも裁判所的な表現だと思うが、例えば、裁判員選任のための呼出という表現であれば安心と思う。誰が見ても分かりやすい表現にしていただきたい。

(委員)

やはり「呼出状」という表現が気になった。また、呼出状と質問票が折った状態で封筒に入っていたが、折った文書を開くのは大変なので、大きい封筒で

折らずに送達する方法は考えられないか。さらに「質問票」と「質問票の回答要領」が別になっているが、これを1つにした方が読みやすく書きやすいと思う。

(委員)

裁判員候補者として裁判所に出向いた後に、裁判員に選任されなかった場合、心情的にがっかりすると思われるので、その点に配慮した記載が必要ではないか。また、質問票に対する回答をしない人に対する手立てが必要ではないかと考える。

(委員)

質問票を返信してもらうために、呼出状に「罰金に処せられる」旨の記載をする等の対応をすることになるのではないか。

(委員)

質問票の回答要領の中に文字が小さい部分があるが、お年寄りには見づらいのではないか。また「従事する事業(仕事)における重要な用務で、自分で処理しなければその事業(仕事)に非常に大きな損害が生じるおそれがある」場合に、その具体的事情を記載する回答欄が小さいと思う。さらに、その場合に、証明書等を添付する必要があるのかが不明である。

(委員)

先日、東京地裁で行われた裁判員模擬裁判の様子をテレビで見たが、その際、裁判員候補者の方が、自分は選任されると思っていたので部下に仕事を任せてきたのに選任されなかった、と言っていたので、呼出状には、面談を実施した上で裁判員に選任されるのが6人である旨を明記した方がよしいと思う。

(委員)

知的障害者に対して呼出状等が送られてきた場合、本人は質問に回答できないので、本人以外の者が回答することができるのかどうか不明である。

(委員)

心身の故障の証明はどのようにするのか。例えば、診断書をとる必要があるのか、障害者手帳の写しを添付するような方法も考えられるのか。

(委員)

実際には、厳密な証明までは要求されないと思われる。

(委員)

呼出状等の法律用語には、読みがなを振っていただけるとありがたい。

(委員)

質問票に、裁判員になることが辞退できる事由として「父母の葬式への出席」とあるが、呼び出された日に父母の葬式があるかどうかは予測できない。

(委員)

呼出状に裁判員を務める期間が記載されているが、具体的な時間も記載した方がいいのではないか。

(6) 児童虐待の防止及び家庭裁判所の取り組みについて

(事務局から報告した。)

(7) 次回期日の告知

(委員長)

これまでは、地裁委員会が年 1 回、家裁委員会が年 1 回、地家裁合同委員会
が年 1 回開催されてきたが、今後は、地家裁合同委員会を年 3 回開催すること
としたいが、よろしいか。

(異議なし)

(委員長)

次回の地家裁委員会は、11月22日(木)午後3時からとすることによろ
しいか。

(異議なし)

(委員長)

また、9月ころに、地裁委員会を開催したいと考えている。内容は、DVD
を上映した後に裁判員裁判の模擬評議を体験していただくことを予定している。
日時については、追ってお知らせする。

(8) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので、こちらから提案させていただくが、一つは「裁判員
制度に対して国民が抱いている不安を和らげるための方策について」、もう一
つは「成年後見の実情について」というテーマを取り上げることとしたいが、
よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をい
ただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆
様の御協力に厚くお礼申し上げます。

(9) 閉会宣言 (地裁総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条(以下同じ)1号委員〕(五十音順)

前函館市女性会議会長	荒 木 和 子
函館市町会連合会監事	岡 嶋 一 夫
特別養護老人ホーム松濤施設長	今 千 尋
日本放送協会函館放送局放送部長	佐 戸 賢 一 (家裁委員兼務)
北海道新聞函館支社報道部長	高 橋 孝 一 (家裁委員兼務)
社団法人函館青年会議所直前理事長	中 山 一 郎
函館市教育委員会委員長	新 里 光 代
函館司法書士会所属司法書士	吉 岡 勝 政

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森 越 清 彦
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	石 井 修 治 (家裁委員兼務)
------------	------------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	上 垣 猛 (家裁委員兼務)
函館地方裁判所裁判官	吉 戒 純 一

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館渡辺病院精神神経科医長	池 田 智恵美
北海道教育大学函館校助教授	坂 本 紀 子
日本放送協会函館放送局放送部長	佐 戸 賢 一（地裁委員兼務）
函館市市民部男女共同参画課長	下 中 修 子
函館調停協会副会長	高 木 元 子
北海道新聞函館支社報道部長	高 橋 孝 一（地裁委員兼務）
社会福祉法人侑愛会星が丘寮施設長	寺 尾 孝 士
函館市中学校長会研究部員	畑 野 克 行

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	前 田 健 三
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	石 井 修 治（地裁委員兼務）
------------	-----------------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	上 垣 猛（地裁委員兼務）
函館家庭裁判所裁判官	岡 田 龍太郎